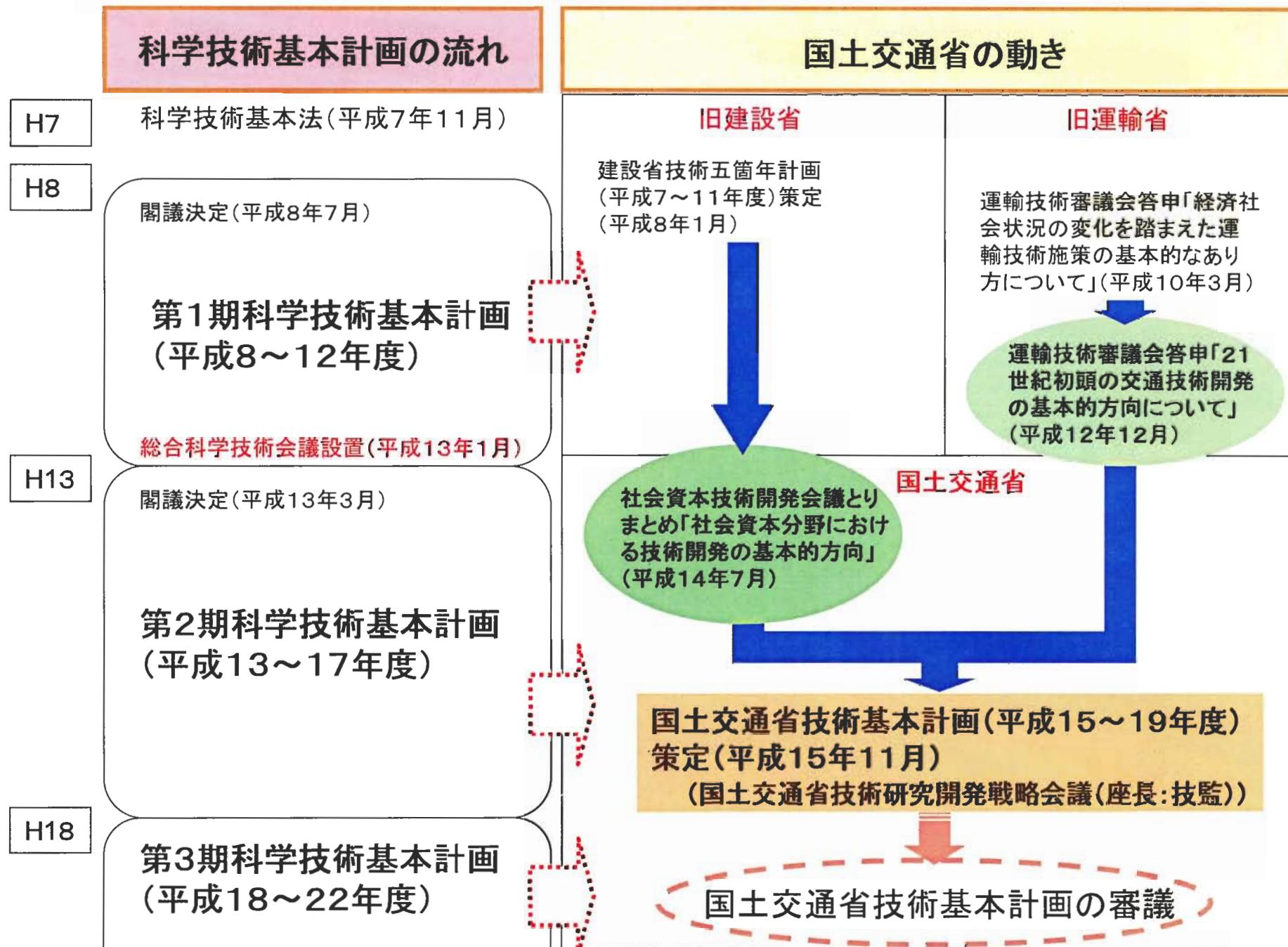
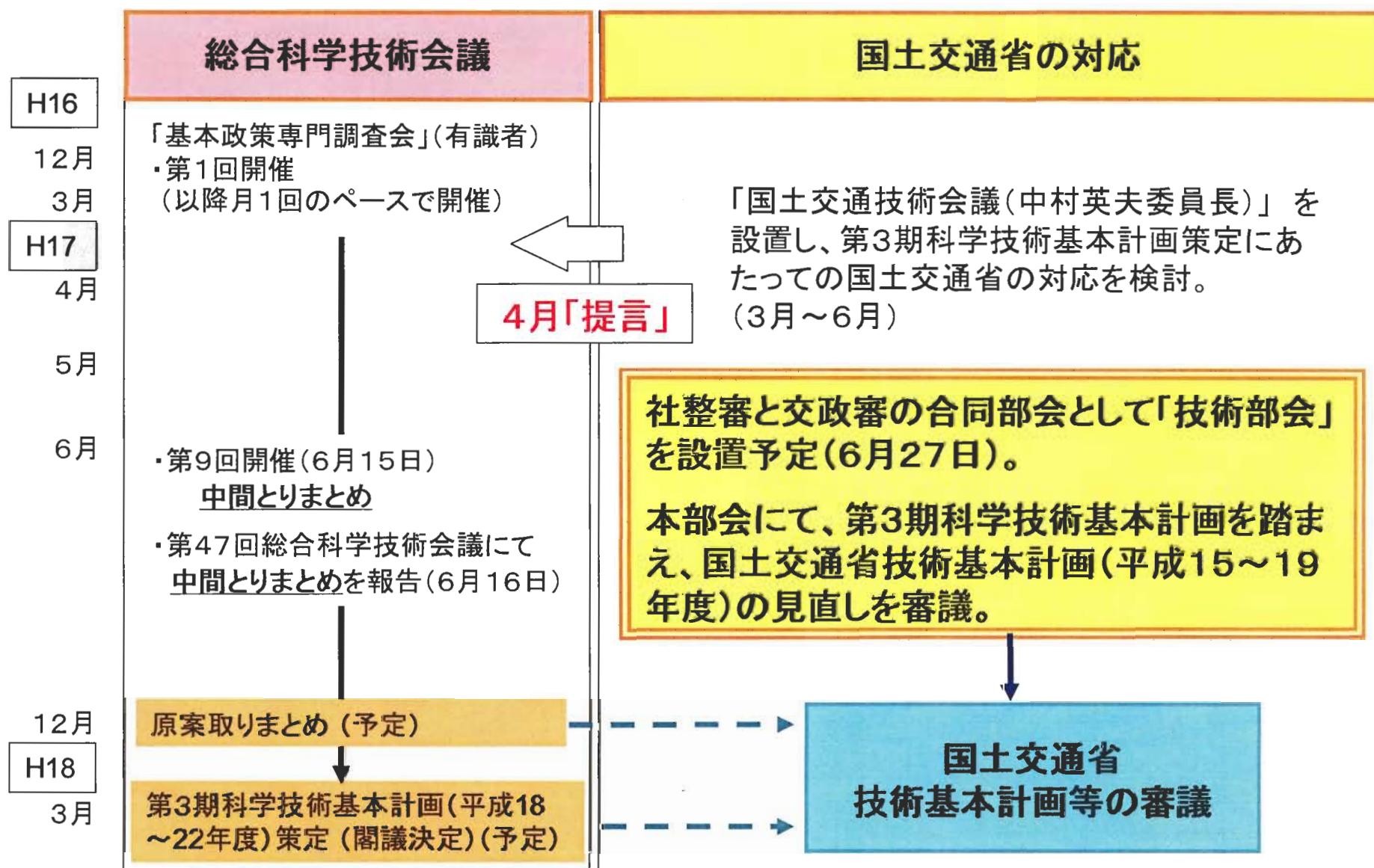


## 技術部会の設置について

# 科学技術基本計画の流れ及び国土交通省の動き



## <社整審・交政審合同部会「技術部会」の設置について>



## 国土交通省技術基本計画（H15～19）の概要

### ○国民の暮らしとの関わりを意識した技術研究開発の目標を明確化

- ・今回、初めて国土交通省全体の技術研究開発の方向性を示す計画を策定。科学技術基本計画を踏まえ、社会资本整備重点計画・運輸技術審議会答申（H12.12）とも整合性をとりつつ、今後5年間（平成15～19年度）の方向性を明示。
- ・国民の暮らしに関わる5つの目標を今後の技術研究開発戦略の方向性として掲げ、これらの目標を具体化するため10テーマの重点プロジェクトを実施。

### ○国民の目から見た成果イメージを明示

- ・本計画による技術研究開発により、将来の社会（2025年頃）において実現を目指す暮らしのイメージをわかりやすく明示。
- ・本計画の策定にあたっては、多方面から広く国民の意見を募集し反映。

#### 暮らしに関する5つの目標

- 目標①：[安全] 安全で不安のない暮らしの実現
- 目標②：[環境] 良好的な環境を取り戻し美しく持続可能な国土の形成
- 目標③：[コスト] 快適で生活コストの安い暮らしの実現
- 目標④：[国際競争力] 国際競争力を高め活力ある社会の実現
- 目標⑤：[参加] 誰もが社会の一員であることを実感できる社会の実現

#### 目標を具体化する10テーマの重点プロジェクト

- ① 東海、東南海・南海地震を中心とした地震災害対策の強化
- ② 陸・海・空の事故防止／削減のための総合的技術の開発
- ③ 地球にやさしい低公害交通機関等の開発
- ④ 自然共生型国土基盤整備技術の開発
- ⑤ 循環型社会を構築する技術の開発
- ⑥ 地球規模の環境変動再現データベースの構築と地球温暖化メカニズムの解明
- ⑦ 安全で低成本な大深度地下利用を可能にする技術の開発
- ⑧ 建設ロボット等による自動化技術の開発
- ⑨ 非破壊検査等による社会资本の健全度評価技術の開発
- ⑩ 宇宙・海洋などのフロンティア分野の開拓

## ＜第3期科学技術基本計画の方向性＞

### 基本姿勢

- ・科学技術の成果の社会・国民への還元
- ・国民の理解と支持

### 理念と政策目標

- ・3つの理念を継承
  - －人類の英知を生む
  - －健康と安全を守る
- ・より具体化された6つの政策目標の設定
  - －飛躍知の発見・発明
  - －環境と経済の両立
  - －生涯はつらつ生活
  - －国力の源泉を創る
  - －イノベーター日本
  - －安全が誇りとなる国
- ・人材育成  
「モノから人へ」「機関における個人の重視」
- ・競争的環境の醸成の重要性を強調

### 科学技術の更なる戦略的重點化

- ・基礎研究の推進
- ・重点4分野の更なる重点化
  - －ライフサイエンス
  - －環境
  - －情報通信
  - －ナノテクノロジー・材料
- ・新たな政策ニーズ(安全・安心、国の発展の基幹としての科学技術)への対応

### 政府研究開発投資

- ・第2期期間中における実績等を踏まえて目標を設定

### 科学技術活動の国際化の推進

- ・政策目標の明確化
- ・国際化施策の戦略的推進体制の強化

### 第3期科学技術基本計画の策定スケジュール

H16年	10月21日	・総合科学技術会議で「基本政策専門調査会」の設置を決定 (科学技術基本政策の検討を行う)
	12月20日	・基本政策専門調査会 第1回開催 (以降、月1回のペースで開催)
	12月27日	・諮問第5号「科学技術に関する基本政策について」
H17年	6月16日	・第3期科学技術基本計画の中間とりまとめ
	12月頃 (予定)	・第3期科学技術基本計画の原案とりまとめ
H18年	3月頃 (予定)	・第3期科学技術基本計画の策定(閣議決定)

※ 本資料は 総合科学技術会議 基本政策専門調査会(第9回:H17. 6. 15)  
配布資料等に基づき作成

# (国土交通技術会議提言)

科学技術の成果を国民のくらしに還元するために、そして明るい未来のために…

## 1. 社会的技術を先端的科学技術と並ぶ重要分野として位置づけるべき

“社会的技術”とは – 従来からの科学技術、先端的科学技術の組合せ・統合と高度化

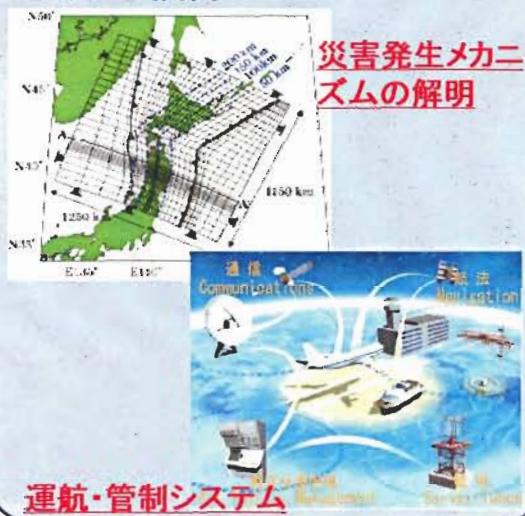
– 先端的科学技術は「知の創造」

– 社会的技術は「知の融合と展開」

## 2. 社会的技術の重点領域は、

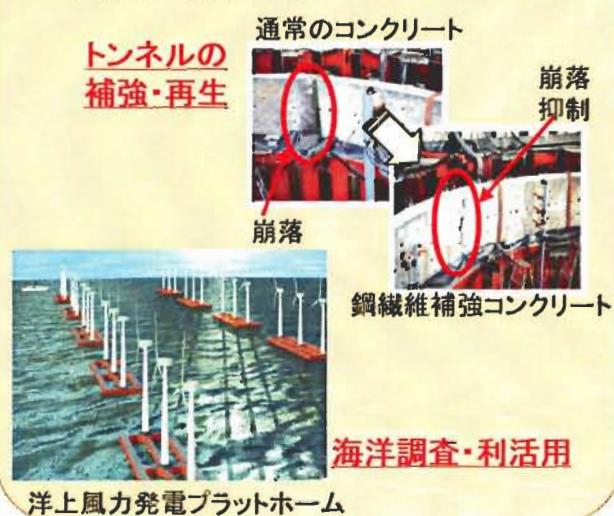
### (1) 防災・安全

- 地震・噴火・洪水等の被害を軽減するための技術
- 事故・テロ等から国民を守るための技術



### (2) 基盤再生・革新

- ストックを診断、解体、再生するための技術
- 基盤の高度化による競争力の確保、海洋利活用のための技術



### (3) 環境

- 環境負荷の小さい地域社会を形成するための技術
- 自然環境・都市環境を再生・創造するための技術



– 産学官民の英知を結集した課題解決型の取組みにより、成果を国民に還元

– アジアをはじめとする諸外国に成果を還元

特に防災分野については、研究成果を還元できる国は日本しかない(災害の多くは日本と開発途上国で発生)

<議決事項>

技術部会の設置について

国土交通分野における科学技術政策について調査審議するため、  
社会资本整備審議会及び交通政策審議会の合同部会として、下記  
により技術部会を設置する。

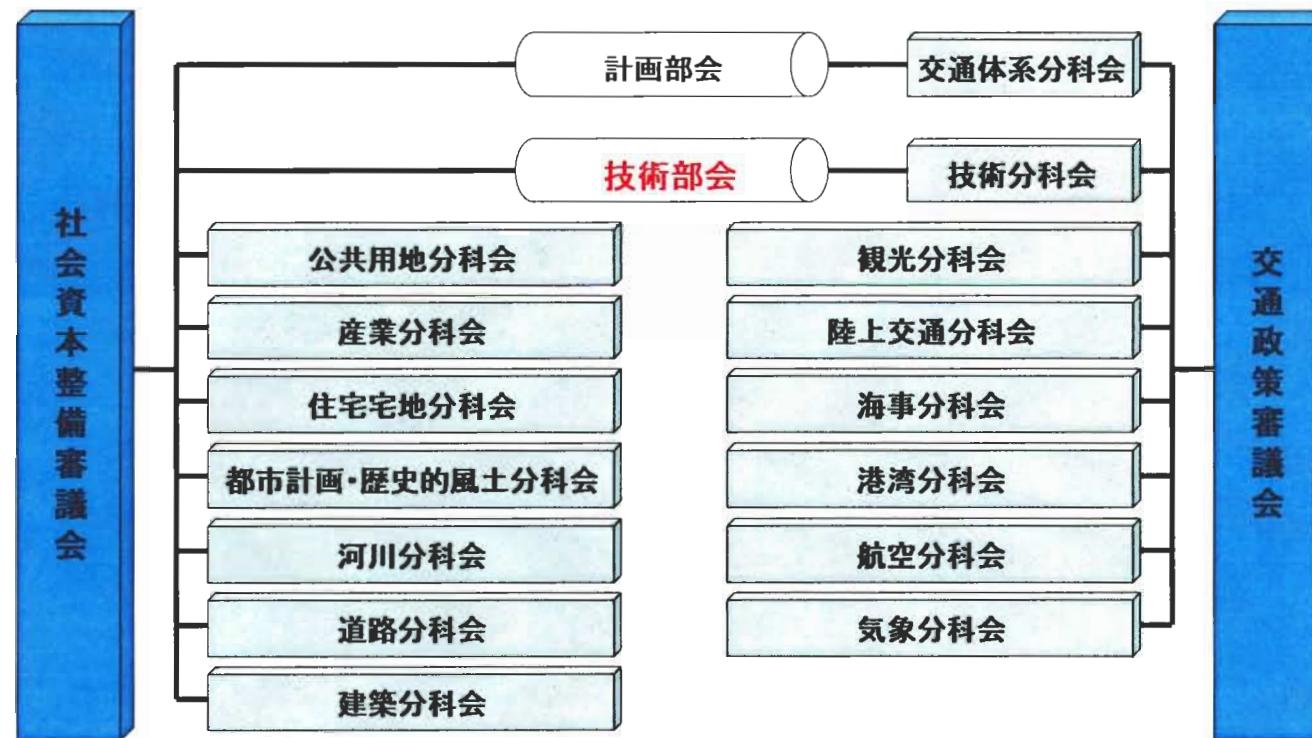
記

- 1 社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）第7条第1項の規定により、審議会に技術部会を置く。
  
- 2 技術部会は、国土交通分野における科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議する。

## 技術部会設置趣旨

技術部会は、国土交通分野における科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策について調査審議する。

## 組織図



## 当面の審議スケジュール(案)

H17年6月27日

12月まで

社整審・交政審 総会

技術部会を数回開催

技術部会の設置

技術基本計画の今後の方向性について審議

※ 平成18年度以降は、第3期科学技術基本計画を踏まえて、国土交通省の技術政策を審議

## (参考)

### ○ 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)（抄）

（部会）

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 （略）
- 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができます。

### ○ 社会資本整備審議会運営規則（抄）

（部会）

第九条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会(分科会に置かれる部会にあっては分科会)の議決とすることができます。
- 4 （略）